Title	近代の石油産業における流通チャネル研究のための基礎資料(2)
Author(s)	内藤, 隆夫
Citation	經濟學研究, 52(1), 145-156
Issue Date	2002-06
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/32254
Туре	bulletin (article)
File Information	52(1)_P145-156.pdf



<資料紹介>

近代の石油産業における 流通チャネル研究のための基礎資料 (2)

内 藤 隆 夫

目 次

- 1 はじめに
- 2 1890 年代から 1900 年代のソコニーに関する資料
- 3 1900 年代のライジングサンに関する資料
 - (1)「タンク石油連合」設立に関する諸契約書類
 - (2)「タンク石油連合」営業成績(以上前号)
- 4 1910年代頃の日本石油・宝田石油に関する資料
 - (1)日本石油・宝田石油特約店の経歴
 - (2)1910年代日本石油と石油問屋との契約書
 - (3)1910年代宝田石油と石油問屋との契約書
- 5 結びにかえて(以上本号)

4 1910年代頃の日本石油・宝田石油に関す る資料

ここでは、まず両社の製品を中心に取り扱っていた石油問屋、即ち所謂「特約販売店」の経歴を示した表を掲げる。そして次に両社と問屋との契約書を取り上げ、その内容について簡単な解説を加える。

(1) 日本石油・宝田石油特約店の経歴

日本石油が社史『日本石油百年史』¹¹を編纂する際に行った、特約販売店に対する調査をもとに作成したのが表 3 である。この表では、日本石油と宝田石油が合併した1921(大正10)年までに、両社の何れかと契約²¹を結んでいた商人を取り上げ(名称はイニシャル表示にして

ある),石油製品取扱を主業とする以前の状況を油屋・新規開業者・その他の3つに分類し,併せて日石乃至は宝田との最古の契約年を示した。この2種のデータと,その相関関係を分析することは,両社のチャネル構築に関する重要な情報を提供すると考えられる³⁾。

(2) 1910年代日本石油と石油問屋との契約書

当該期日本石油が問屋との間で締結した契約 書は他社に比してやや豊富に現存するが、その 中でまとまった数を入手し得た、愛知県刈谷町 の太田平右衛門4)にまつわる契約書類を取り上 げる5)。それが資料 8 から資料 15 である6)。

はじめに掲げる資料 8 と資料 9 は,太田自身の日石製品取扱に関するものとしては,最も古い契約書である 7 。このうち資料 8 は,1911

¹⁾ 日本石油株式会社 [1988]。

²⁾ 一般に「特約販売契約」と呼ばれているものであるが、その定義は今なお必ずしも明確でないように思われる。

³⁾ なお、日石乃至は宝田とこれらの問屋との間における「契約書」が見出されるのは、管見の限り 1911 (明治 44) 年以降である。従って、この表で「契約年」がそれ以前とされているものがあることは、資料の発掘の問題を別にすれば、非公式な形での契約が結ばれていたか、或いは特別な取り決めのないままに取引が開始されていたか、の何れかの可能性が考えられるが、詳細は不明である。

⁴⁾ 太田平右衛門については,内藤 [2001] 295 頁で簡単に紹介してある。

⁵⁾ 後述する宝田石油との契約書を含め、太田平右衛門 関係の資料の閲覧に当たっては、太田商事株式会社 代表取締役太田宗一郎氏に大変御世話になった。

⁶⁾ なお, 資料 8 から資料 12 までは手書きの文書であり, 資料 13 からは印刷されたものとなる。

⁷⁾この両資料は、内藤 [2001] 311~312 頁で既に収録済のものである。ここで敢えて再掲したのは、その方が便宜であろうと判断したからにすぎない。

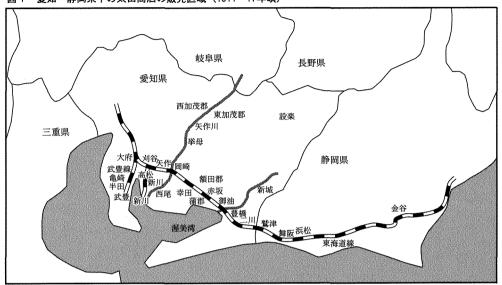
表 3 日本石油・宝田石油特約店経歴(※1)

地方	特 約 店 名 (イニシャル表示)	取引先	石油製品取扱を主業とする以前の 業種の有無			日石(宝田) との最古の契約年(※3)			
ALS //		(※2)	油屋	新規	その他	1889	1890~ 1899	1900~ 1909	1910~ 1921
北海道	M商店	B			肥(※4)				12
北海思	S商店	B			肥				21
	K商店	宝	O				92		
	H商店	В			肥		93		
東北	K商店				肥			05	
	S商店	日日		0		ļ		05	ļ
	N商店	宝			食(※5)	<u> </u>		07	
	K物産石油	<u> </u>			運(※6)		-	10	
東京	A O商店		<u> </u>			88		00	ļ
		日日	- 8				ļ	00	
	K商会 M生業			0		 	 	02	16
	M実業 T石油販売	宝宝		1 8		-	-		16
	N瀝青	日		 ŏ		 	-		19
	Y商事	B		ŏ		 	 		20
	A	 	0			88			20
1	T	H			食	 	95		
	Y石油	宝		0	A	-	95		
関東	S商事	宝	0			†	1	08	
120 210	0石油	T B			肥	†	1	1	13
	U	B		0	· · · · · · ·	1			13
	U石油	B	-		独(※7)	1			13
	H石油店	B			食		90		
中部	H石油	宝					93		
	H興産	日		0				06	
	I	B		0				06	
	E石油	B		0				09	
	〇商事	B				<u> </u>		09	
	G石油	宝		0					10
北信越	M石油	且			食		92		
	W商会	宝日		0		<u> </u>		04	
	A石油販売			ļ	不明	ļ		07	
関 西	N石油	<u> </u>			肥	ļ	\	09(%8)	ļ
	N石油 M東東	宝(※9)	·····	0		!	95	000	
	M商事 N鉱油	宝十				-		06	
	Y石油			8		 	 	1 09	10(*10
	N	B	0	1					12
	S石油	十宝十		0		 	 	 	15
	H商事	宝		l ŏ l					20
中国	K鉱油	自		Ŭ	独			01	200
	Н	宝	0					02	
	M石油	宝	-		独			02	
	H石油	宝	0					03	
	I商店	B	Ö					05	
	H石油	B			食				13
	T石油	宝	0						13
	H商会	宝	0						14
	H石油店	日		0					16
	K石油	B	<u> </u>						19
	T石油	日	0		···				21
四国	H商事	宝		0		ļ	ļ	03	
	M産業	H		Ö					12
九州	M石油店	日日		<u> </u>		ļ			15
	S商事			0			96	1	
	H石油店 T石油店			0		 	99	05	
	I 石油商会			 		-	ļ	05	
	M石油 M石油互幣			0		 		07	-
	M石油瓦斯 N石油架目	宝宝		0		 	 	07	
	N石油器具 T鉱油店	宝	······	8				08	
	K石油	田田		0		ļ		1 00	11
	K石油店			8					11
	Y		0	 				 	15
	Y		- ö						15

(資料)『日石三菱株式会社所蔵資料』。

(注)(※1) 『日本石油百年史』編纂の際の調査表 (1983 年時点) から、1921 年 (日宝合併時) までに日石乃至は宝田と契約を交わしていたと見られる、調査時点でも営業を続けていた日石の特約販売店を抽出、整理したもの。各地方毎に、最古の契約年の古い方から順に並べ、契約年が同じものはアルファベット順に並べた。(※2) 日宝両社と取引していた可能性も排除できない。その場合は主たる取引先乃至は先に取引を開始した方と見なしている。(※3) 単に製品取扱を開始した年を示しているものもあると思われる。(※4) 「肥料雑貨商」を示す。(※5) 「食品米穀商」を示す。(※6) 「運輸業」を示す。(※7) 石油商などの支店が独立したことを示す。(※8) 1899 年とする説もある。(※9) 詳細は不明。(※10) 1912 年とする説もある。

図1 愛知~静岡県下の太田商店の販売区域(1911~17年頃)



(資料) 太田商事株式会社所蔵資料より作成。

年に日石と太田との間で結ばれた「石油売買」,即ち太田による日石製品の買い取りに関する契約書である。そこでは,まず太田の販売区域が設定されている(第壱条)。但し,それを文字通り「駅間」と見るのはいささか非現実的であり,実際には太田の販売区域の東西を大府駅から金谷駅と画したものと考えられる80。また、太田の販売区域内で日石が直接販売を行う可能性も留保された(第参条)。他に,太田の製品引取義務数量(第四条),日石の発送地からの鉄道運賃の日石負担(第六条),日石による太田の再販売価格指定権(第八条),割戻の規定(第九条),太田から日石への代金支払期限90は最長45日であること(第十条),等が盛り込まれている。

次に資料9は、資料8の2年後である

1913年における,「貯蔵及販売」に関する契約書である。第壱條から太田の貯蔵場は愛知県及び静岡県南部の,合計7カ所にも及ぶことが分かり,ここから太田の商圏の広さが窺える。他の内容は,太田の貯蔵場での倉敷料(及び漏洩費)を一函当たり3銭まで日石が負担すること(第壱條),太田が商品を倉出しする時に日石から「買取り」となる,即ちこの時点で商品の所有権が移転すること(第二條),等である。

資料 8

契約書

日本石油株式会社専務取締役内藤久寛ヲ甲トシ 太田平右衛門ヲ乙トシ<u>石油売買契約ヲ締結スル</u> コト左ノ如シ

第壱条 甲ハ其製造ニ係ル石油ノ販売ヲ左記区 域内ニ限リ乙ニ委任スルモノトス 一、大府駅ヨリ金谷駅ニ至ル各駅間

第弐条 乙ハ甲ノ同意ヲ得ルニアラザレバ第壱 条区域以外ニ販売スルコトヲ得ザルモ ノトス

第参条 <u>甲ハ第壱条ノ区域内ニ於テ石油ノ販売</u> ヲ為スコトアルモ割戻等一切ノ値引ヲ

⁸⁾以下,本項での販売区域に関しては,適宜図1を 参照されたい。

⁹⁾ 今日の石油業界で、一般に「支払サイト」と呼ばれているものであり、以下適宜この語を用いる。先に見た内藤宗七のソコニーへの送金期限と同様、代金支払期限までの期間、日石から太田に信用が供与されていることになる。

ナサザルモノトス

第四条 <u>乙ハ毎月弐阡函以上ノ石油ヲ甲ヨリ買</u> 受引取ルノ義務アルモノトス

第五条 乙ハ甲ョリ買受タル正味石油ヲ荷造ス ル場合ニ限リ甲ノ商標ヲ使用スルコト ヲ得此場合ニ於テ乙ハ乙ノ荷造品タル コトヲ第三者ニ知悉セシムルニ足ルベ キ適当ノ印ヲ付シ其中味ハ壱鑵壱斗参 合ヲ下ラサルモノトス

第六条 商品ノ受渡シハ発送地汽船積又ハ貨車 積ヲ以テ結了スルモノトス 但シ発送地ヨリ乙ノ販売区域内鉄道各 駅及甲ノ指定シタル着駅地点迄ノ運賃 ハ甲ニ於テ負担スルモノトス

第七条 甲乙間売買商品値段ハ甲ノ指定ニ依ル モノトス

第八条 <u>甲ハ其都合ニヨリ乙ノ販売値段ヲ指定</u> <u>スルコトヲ得此場合ニ於テ乙ハ其指定</u> <u>値段以下ニ販売スルコトヲ得ザルモノ</u> トス

第九条 <u>甲ハ乙カ引取リタル石油ニ対シテハ相</u> <u>当ノ割戻ヲナスモノトス</u> 但其金額及払戻期日ハ別ニ協定スルモ ノトス

第十条 <u>商品代金ハ左記規定ニョリ乙ョリ甲ニ支払フモノトス</u> 毎月壱日ヨリ拾五日迄ノ代金ハ翌月拾 五日迄ニ支払フ事 毎月拾六日ヨリ末日迄ノ代金ハ翌月末 日迄ニ支払フ事

第十一条 当事者ノー方が本契約ノ条項ニ違反 シタルコトアリト認メタル場合ニハ即 時二又一方ノミノ都合ニヨル時ハ参拾 日前ノ予告ヲ以テ将来ニ向ケ本契約ノ 効力ヲ失ハシムルコトヲ得ルモノトス 右契約ノ確実□証スル為本書弐通ヲ作リ各自一 通ヲ領有スルモノナリ

> 明治四十四年二月十八日 新潟県刈羽郡大洲村大字大久保 日本石油株式会社

専務取締役 内藤久寛(印) 愛知県三河国碧海郡刈谷町大字刈谷 百五十三番戸

太田平右衛門(印)

(太田商事株式会社所蔵資料。なお、傍線は筆者。また、□は判読不能な文字を表す。以下資料 16 まで同じ。)

資料 9

契約書

日本石油株式会社社長取締役内藤久寛(以下甲ト称ス)ト太田平右衛門(以下乙ト称ス)トノ間ニ<u>愛知県並ニ静岡県ニ於ケル石油及軽油ノ貯</u>蔵及販売ニ関シ契約スル條項左ノ如シ

第壱條 <u>甲ハ其製造ニ係ル商品ノ適当ト認ムル</u> <u>数量ヲ乙ガ愛知県並ニ静岡県鷲津方面</u> <u>へ販売スル目的ヲ以テ請求スルトキハ</u> <u>甲指定ノ左記石油貯蔵場ニ貯蔵スルモ</u> ノトス

一、愛知県碧海郡刈谷町 乙所管ノ倉庫

一、同県額田郡岡崎町 同前

一、同県宝飯郡蒲郡町 同前

(1 1 / LEXABILITY)

市 同前

一、同県渥美郡豊橋市

一、同県知多郡亀崎町 同前

一、同県南設楽郡新城町 同前 一、静岡県浜名郡鷲津町 同前

乙ハ貯蔵品保管ノ責ニ任シ且一切ノ費 用及不可抗力其他ニ原因スル損害ヲ負 担スルモノトス

> 但貯蔵品倉敷料及漏洩費宛トシテ壱函 ニ付金参銭ヲ限リ甲負担スルモノトス

第二條 乙ハ任意ニ貯蔵品ヲ倉出スルコトヲ得 此場合ニ於テハ倉出品ハ甲ヨリ買取リ タルモノトシ毎月拾五日及末日ノ弐回 ニ締切リ之ヲ甲ニ通知スルモノトス 貯蔵品ガ漏洩其他ノ原因ニヨリ減減シ タル時ハ乙ハ前項ニ準シ買受引取ノ手 続ヲ為スヘキモノトス

第三條 貯蔵品ノ売買値段及其代金支払ハ総テ

甲乙間ニ於テ明治四拾四年弐月拾八日 付ヲ以テ締結シタル石油売買契約書ノ 條項ニ準拠スルモノトス

第四條 甲乙両者ハ何時ニテモ参拾日前ノ予告 ヲ以テ本契約ヲ解除スルコトヲ得ルモ ノトス

第五條 甲ハ本契約施行ニ関シ其東京販売店主 事ニー切ノ権義ヲ行ハシム

右契約締結ノ証トシテ本証弐通ヲ作リ各自其壱 通ヲ領有スルモノナリ

大正弐年拾弐月八日

日本石油株式会社 社長取締役 内藤久寛(印) 愛知県三河国碧海郡刈谷町大字刈谷 百五拾参番戸

太田平右衛門(印)

次に掲げる資料 10 から資料 12 は、1912 年 から13年に結ばれた、太田と、当時は3次店 であったと見られる問屋100との契約書である。 表題は何れも「売買契約書」であるが、後掲の 1915年から16年の契約書と比較して、各契約 毎に内容が異なる点が興味深い。まず資料10 は、1912年の太田と稲熊幸次郎間の契約書で ある。稲熊の太田からの「買受」義務数量(第 一條), 挙母地方における稲熊の日石製品一手 販売(第二條)が約されている。割戻・支払サ イト等に関する規定は見られない。次に資料11 は、同年の太田と渡邉儀三郎・成瀬伊三郎間の 契約書である。3次店と見られる渡邉・成瀬 を日石製品の「特約販売者」と定め、「金谷町 以西浜松市以東」の両名の一手販売を約してい る (第壱條)。他社製品取扱は禁止している如 くであるが、太田の「承諾ヲ得ルニ非ラザレバト

という但し書きが付いていることから、実効力 は不明である。太田の承諾を得れば、他社製品 取扱は可能だったと解釈できるからである(第 二條)。渡邉・成瀬は太田に対し1 函当たり 2 銭の「買次料」(事実上太田の口銭と考えら れる) と 1 銭の 「積立金 | ¹¹⁾ を支払うこと (第 三條), 現金売買であること (第四條), 等の条 項も注目される。また資料 12 は 1913 年の、太 田と土平要太郎間の契約書である。武豊町にお ける土平の日石製品一手販売 (第一條), 土平 の引取義務数量 (第二條),「買付及荷物積方」 に関しては土平が日石に直接「指図」を仰ぐこ と (第三條), 太田から土平へ, 1 箱当たり 10 銭という「最高割戻金」を支払うこと12) (第四 條)、土平から太田への代金の支払サイトはほ ぼ30日であること13) (第六條), 等が内容であ

資料 10

売買契約書

愛知県刈羽町太田平右衛門(以下甲ト称ス) 愛知県挙母町稲熊幸次郎(以下乙ト称ス)

トノ間ニ取結ブ契約左ノ如シ

第一條 乙ハ甲ノ販売スル日本石油株式会社製 品灯火石油ヲ壱ヶ年壱千八百箱以上ノ 荷数ヲ甲ヨリ買受クベキ事ヲ約定ス

第二條 甲ハ挙母地方ニ於テ乙以外ニ日本石油 株式会社製品灯火石油ヲ販売セザルモ

第三條 甲二於テ乙以外ノ他店へ事情止ムヲ得 ズシテ販売スル時ハ壱箱ニ付金参銭宛 乙へ支払フモノトス

¹⁰⁾ そこで登場する 4 名の内, 稲熊幸次郎・渡邉儀三 郎・土平要太郎の3名は、1918年初までには日石 の「特約販売者」に指定されている(『石油時報』1918 年 1 月号)。成瀬伊三郎に関しては不詳である。

¹¹⁾ この「積立金」の性格については、今後の検討課題 としたい。

¹²⁾ なぜこの「最高割戻金」の支払が規定されたのか興 味深いが、詳細は不明である。

¹³⁾ なお、太田が為替手形を発行しうるとされているこ とから、七平が直接日石に製品代金を支払っていた 可能性もあると思われる。

第四條 此契約有効期限明治四拾五年六月拾七 日ヨリ明治四拾六年六月拾六日迄ノ満 壱ヶ年トス

> 但シ双方満足ニ此契約期ヲ満了スルニ 於テハ協議ノ上更ニ契約スル事アルベ シ

右契約セシ証トシテ本証弐通ヲ製シ双方記名調 印ノ上交換スルモノ也

明治四拾五年六月拾七日

太田平右衛門(印)

西加茂郡举母町

稲熊幸次郎(印)

資料 11

売買契約書

一 渡邉儀三郎及成瀬伊三郎ト太田平右エ門ト ノ間ニ日本石油株式会社製造ノ石油及軽油ノ特 約販売ノ契約ヲ締結スル事左ノ如シ

第壱條 太田平右エ門ハ渡邉儀三郎及成瀬伊三郎ヲ以テ遠江国金谷町以西浜松市以東 ニ於ケル日本石油株式会社製造ノ石油 及軽油ノ特約販売者ト定メ太田平右エ 門ハ右区域内ニ於テ渡邉儀三郎及成瀬 伊三郎以外ニ販売スル事ヲ得ズ

第二條 渡邉儀三郎及成瀬伊三郎ハ太田平右エ 門ノ承諾ヲ得ルニ非ラザレバ他ノ石油 軽油ヲ販売スル事ヲ得ズ

第三條 渡邉儀三郎及成瀬伊三郎ハ日本石油株 式会社東京販売店ノ正味売約直段ニテ 前記石油及軽油引取函数ニ対シ壱函ニ 付買次料トシテ金弐銭及積立金トシテ 金壱銭ヲ太田平右エ門へ支払フモノト ス但シ積立金ニ対シ利子ヲ附セズ

第四條 石油軽油代金引換ニ非ラザレバ之レヲ 引渡ザルモノトス

第五條 貨物ノ売渡ハ日本石油株式会社指定ノ 積出地トス

第六條 渡邉儀三郎及成瀬伊三郎ニ於テ太田平 右エ門ノ名誉若シクバ信用ヲ害スル所 為アルカ或ハ石油軽油販売ニ尽力セザ ルモノト認ムル時ハ太田平右エ門ハ任 意二此契約ヲ解除スル事ヲ得

第七條 本契約ノ有効期限ハ大正元年八月拾参 日ヨリ大正弐年七月拾弐日迄満壱ヶ年 間トス而シテ満期ニ至リ協議ノ上之レ ヲ継続スル事ヲ得

> 捺印シテ各其壱通ヲ保有スル者也 大正元年八月拾日

> > 愛知県三河国碧海郡刈谷町大字刈谷 百五拾参番戸

> > > 太田平右工門

静岡県磐田郡見付町 壱弐七八番地ノ弐

渡邉儀三郎(印)

仝縣仝郡仝町

成瀬伊三郎(印)

資料 12

売買契約書

一、土平要太郎ト太田平右衛門トノ間ニ日本石 油株式会社製造ノ石油及軽油ノ販売ヲ契約スル 事左ノ如シ

第一條 太田平右衛門ハ土平要太郎ヲ以テ愛知 県武豊町ニ於ケル日本石油株式会社製 造ノ石油及軽油販売者ト定ム太田平右 衛門ハ右区域内ニ於テ土平要太郎以外 ニ販売スル事ヲ得ス

第二條 <u>土平要太郎ハ日本石油株式会社製品ノ</u> 石油及軽油壱ヶ月壱千箱以上買受クベ キ事ヲ約定ス

第三條 買付及荷物積方ノ指図ハ土平要太郎ニ 於テ直接日本石油株式会社ニ申込ム事

第四條 太田平右衛門ハ日本石油株式会社製造 ノ石油及軽油ノ最高割戻金壱箱ニ付拾 銭宛土平要太郎へ支払フモノトス但右 割戻金日本石油株式会社ニ於テ変更ノ 場合ハ改メテ協議スルモノトス

第五條 貨物ノ受渡ハ日本石油株式会社ノ指定 精出地トス

第六條 代金ハ日本石油株式会社指定地ノ積出

報告書到着ノ日ヨリ参拾日目ニ太田平 右衛門へ支払フモノトス

但シ太田平右衛門ハ便宜上為替手形ヲ 発行スルモノトス

第七條 土平要太郎ニ於テ太田平右衛門ノ名誉 若シクバ信用ヲ害スル所為アルカ或ハ 石油軽油販売ニ尽力セザルモノト認ム ル時ハ太田平右衛門ハ任意ニ此契約ヲ 解除スル事ヲ得

第八條 本契約ノ有効期限ハ大正弐年弐月弐拾 日ヨリ大正参年弐月拾九日迄満壱ヶ年 間トス而シテ満期ニ至リ協議ノ上之レ ヲ継続スル事ヲ得

捺印シテ各其壱通ヲ保有スルモノ也 大正弐年弐月

> 愛知県知多郡武豊町三百九番戸 土平要太郎(印)

愛知県三河国碧海郡刈谷町大字刈谷 百五拾参番戸

太田平右衛門(印)

機械油壱函ニ付口銭五銭ノコト

本項の最後に掲げる資料13から資料15は、1915年から16年の契約書である。ここから印刷された契約書になり、内容もかなり画一化されてくる。具体的に見てみよう。はじめに資料13は、1915年の日石と太田¹⁴⁾との「石油及軽油売買契約書」である。1911年の契約(資料8)と比較しながら見ると、次の点に注目できる。まず、太田の販売区域内に他の商人¹⁵⁾との共同販売区域を詳細且つ広範に設定している。販売区域は1911年の契約と同様の駅間と

いう割当て方と、西加茂郡等郡の全域乃至はその一部、という割当て方とを併用している。これは販売区域の明確化のためかとも思われるが、詳細は不明である(第二條)。発送地からの輸送運賃については、1911年では鉄道運賃を日石が全額負担するとされていた(資料8の第六条)のが、鉄道・船積み何れの場合も運賃「補助」へと変更されている(第四條)。割戻規定にも若干の変化が見られる(第七條)。日石による再販価格指定権、支払サイト等は1911年の契約とほぼ同内容である。

次に資料14は、1916年の日石と土平との、同じく「石油及軽油売買契約書」である。資料12との相違点、資料13との類似点に注意しながら見よう。すると、土平の販売区域が日石により割当てられ、太田及び他の旧3次店との共同販売となっていることが資料12との相違点と認められる(第二條)。そして、太田が保証人として土平と連帯責任を負うこと(第十五條)を定めていることと、支払サイト(第八條)、及び担保に関する取り決めの有無(第十一、十二條)は資料13と異なるが、日石による土平の再販価格指定権、割戻条項をはじめ、他は基本的に資料13と同内容になっていることが分かる。

資料 15 はやはり 1916 年の,日石と太田との契約書である。この契約書では,太田が日石と土平との契約を承認した上で,土平と連帯責任を負うことを改めて確認し(第壱條),一方日石は土平引取製品 1 函に付き 5 銭を太田に支払うと定めている(第参條)。

資料 13

石油及軽油売買契約書

日本石油株式会社(以下甲ト称ス)ト合資会社 太田商店代表社員太田平右エ門(以下乙ト称 ス)トノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 甲乙当事者ハ以下定ムル所ノ條項ニ拠 リ甲ハ石油及軽油ヲ乙ニ売渡シ乙ハ之 ヲ買受クルコトノ合意ヲ為シタリ

¹⁴⁾ 太田はこの契約の前年である 1914 年に, 合資会社 太田商店を設立している (太田商事 [1982] 72~73 頁)。同商店代表社員の名で契約を結んでいるのは, そのためである。

¹⁵⁾ ここで新たに登場する田中田新・小林濱五郎と,合 資会社松坂屋商店の代表社員榊原孝助は,先の稲熊 らと同様,1918年初までには日石の「特約販売者」 に指定されている。

- 第二條 乙ハ甲ヨリ買受ケタル前條商品ヲ左ノ 区域内ニ限リ販売スルモノトス
- 一、東海道線二川駅以西大府駅以東一円但豊川 線二川、御油駅間ハ田中田新ト共同販売区 域ノコト 豊川線武豊線三河線及東海道線 豊橋、刈谷駅間ハ合資会社松坂屋商店ト共 同販売区域ノコト 武豊線武豊、半田及亀 崎ノ三駅三河線高浜新川及大浜ノ三駅ハ土 平要太郎ト共同販売区域ノコト 三河国西 加茂郡及東加茂郡一円ハ稲熊幸次郎ト共同 販売区域ノコト 三河国額田郡一円及碧海 郡東部ノ一部ハ小林濱五郎ト共同販売区域 ノコト
- 第三條 販売区域ノ限界ニ関シ疑義ヲ生ジタル 場合ハ乙ハ甲ノ裁定ニ従フモノトス
- 第四條 商品ノ受渡ハ甲所属ノ貯蔵所ニ於テ之 ヲ行ヒ該貯蔵所出荷後ニ生スル総テノ 損害ハ乙ノ負担トス

乙ガ甲所属ノ貯蔵所ヨリ其販売区域ニ連絡スル鉄道ニ依リ商品ヲ運送スル時ハー車積ノ場合ニ限リ甲ハ其着駅迄ノ汽車運賃ヲ補助スルモノトス

船積ノ場合ハ甲所属貯蔵所ヨリノ積込 賃及乙ノ販売区域内着港迄ノ本船運賃 ヲ補助スルモノトス

- 第五條 甲乙間ノ商品売買値段ハ甲ノ指定ニ依 ルモノトス
- 第六條 甲ハ乙ノ販売値段ヲ指定スルコトヲ得 ルモノトス 前項ノ場合ニ於テ乙ハ其指定値段以下

前項ノ場合ニ於テ乙ハ其指定値段以下 ニ販売スル事ヲ得ザルモノトス 第七條 乙ガ本契約ヲ完全ニ履行シタルトキハ

- 第七條 乙ガ本契約ラ完全 一履行シタルトキハ 甲ハ乙ガ引取タル石油及軽油 (黒花以 上) ニ対シ毎月末並ニ期末 (自一月至 六月、自七月至十二月ノ二期ニ分ツ) ニ於テ相当割戻ヲ為スコトアルベシ但 割戻金額及払戻日ハ甲ノ所定ニ依ルモ ノトス
- 第八條 商品代金ハ左記規定ニョリ乙ョリ甲ニ 支払フモノトス

- 一、毎月壱日ヨリ其月拾五日迄ノ代金ハ翌月拾 五日迄ニ支払ノコト
- 一、毎月拾六日ヨリ其月末日迄ノ代金ハ翌月末 日迄ニ支払ノコト
- 第九條 前條ノ支払期日ヲ遅滞シタルトキハ乙 ハ金壱百円ニ付日歩金四銭ヲ支払フモ ノトス
- 第十條 本契約ヲ解除シタル場合ハ第八條ノ支 払期日ヲ取消シ解除ノ日ヲ以テ債務弁 済ノ期日トス

第十一條 (削除)

第十二條 (削除)

- 第十三條 当事者ノー方ガ本契約ノ條項ニ違反 シタルコトアリト認メタル場合ニハ他 ノー方ハ即時ニ又一方ノミノ都合ニョ ルトキハ三拾日前ノ予告ヲ以テ将来ニ 向テ本契約ノ効力ヲ失ハシムルコトヲ 得ルモノトス
- 第十四條 本契約締結以前ニ係ル甲トノ売買取 引ニ関スル乙ノ債務ハ本契約ニヨリ履 行ノ責ニ任スベキモノトス

第十五條 (削除)

右契約ノ確実ナルヲ証スル為メ本書弐通ヲ作成 シ当事者各記名調印ノ上其壱通ヲ保持スルモノ ナリ

大正四年四月壱日

東京市麹町区有楽町壱丁目壱番地日本石油株式会社

社長取締役 内藤久寛(印)

合資会社太田商店

代表社員 太田平右衛門(印)

資料 14

石油及軽油売買契約書

日本石油株式会社(以下甲ト称ス)ト土平要太郎(以下乙ト称ス)トノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス第一條 甲乙当事者ハ以下定ムル所ノ條項ニ拠リ甲ハ石油及軽油ヲ乙ニ売渡シ乙ハ之ヲ買受クルコトノ合意ヲ為シタリ

- 第二條 <u>乙ハ甲ヨリ買受ケタル前條商品ヲ左ノ</u> 区域内ニ限リ販売スルモノトス 愛知県知多郡及知多湾渥美湾沿岸 但右区域全部太田商店ト共同販売ノ 事、知多湾及渥美湾沿岸ハ榊原孝助田 中田新ト共同販売ノ事
- 第三條 販売区域ノ限界ニ関シ疑義ヲ生ジタル 場合ハ乙ハ甲ノ裁定ニ従フモノトス
- 第四條 商品ノ受渡ハ甲所属ノ貯蔵所ニ於テ之 ヲ行ヒ該貯蔵所出荷後ニ生スル総テノ 損害ハ乙ノ負担トス 乙ガ甲所属ノ貯蔵所ヨリ其販売区域ニ 連絡スル鉄道ニ依リ商品ヲ運送スル時 ハ一車積ノ場合ニ限リ甲ハ其着駅迄ノ 汽車運賃ヲ補助スルモノトス 船積ノ場合ハ甲所属貯蔵所ヨリノ積込 賃及乙ノ販売区域内着港迄ノ本船運賃 ヲ補助スルモノトス
- 第五條 甲乙間ノ商品売買値段ハ甲ノ指定ニ依 ルモノトス
- 第六條 甲ハ乙ノ販売値段ヲ指定スルコトヲ得 ルモノトス 前項ノ場合ニ於テ乙ハ其指定値段以下

前項ノ場合ニ於テムハ其指定値段以 ニ販売スル事ヲ得ザルモノトス

- 第七條 乙ガ本契約ヲ完全ニ履行シタルトキハ 甲ハ乙ガ引取タル石油及軽油(黒花以 上)ニ対シ毎月末並ニ期末(自一月至 六月、自七月至十二月ノ二期ニ分ツ) ニ於テ相当割戻ヲ為スコトアルベシ但 割戻金額及払戻日ハ甲ノ所定ニ依ルモ ノトス
- 第八條 商品代金ハ左記規定ニョリ乙ョリ甲ニ 支払フモノトス
- 一、産地積出後参拾日目ニ支払フ事
- 第九條 前條ノ支払期日ヲ遅滞シタルトキハ乙 ハ金壱百円ニ付日歩金四銭ヲ支払フモ ノトス
- 第十條 本契約ヲ解除シタル場合ハ第八條ノ支 払期日ヲ取消シ解除ノ日ヲ以テ債務弁 済ノ期日トス

- 第十一條 <u>乙ハ本契約ニ基ク債務弁済ノ担保ト</u> シテ甲ノ請求ニヨリ相当価格ノ物件ヲ 甲ニ提供スルモノトス
- 第十二條 乙ニシテ代金延滞又ハ本契約不履行 ニ依リ甲ニ損害ヲ与ヘタルトキハ甲ハ 前條ノ担保物件ヲ随意処分シ精算スル モノトス
- 第十三條 当事者ノー方ガ本契約ノ條項ニ違反 シタルコトアリト認メタル場合ニハ他 ノー方ハ即時ニ又一方ノミノ都合ニヨ ルトキハ三拾日前ノ予告ヲ以テ将来ニ 向テ本契約ノ効力ヲ失ハシムルコトヲ 得ルモノトス
- 第十四條 本契約締結以前ニ係ル甲トノ売買取 引ニ関スル乙ノ債務ハ本契約ニヨリ履 行ノ責ニ任スベキモノトス
- 第十五條 保証人ハ乙ト連帯シテ本契約ニ関ス ル債務履行ノ責ニ任スベキモノトス 右契約ノ確実ナルヲ証スル為メ本書 通ヲ作成 シ当事者各記名調印ノ上其壱通ヲ保持スルモノ ナリ
 - 大正五年拾弐月壱日 東京市麹町区有楽町壱丁目壱番地 日本石油株式会社 社長取締役 内藤久寛(印) 愛知県知多郡武豊町参百〇九番戸 土平要太郎(印)

資料 15

契約書

日本石油株式会社社長取締役内藤久寛(以下甲ト称ス)ト合資会社太田商店代表社員太田平右衛門(以下乙ト称ス)トノ間ニ契約スルコト左ノ如シ

第壱條 <u>乙ハ大正五年拾弐月壱日付ヲ以テ甲ト</u> 土平要太郎トノ間ニ締結シタル石油及 軽油売買契約ヲ承認シ土平要太郎ト連 帯シテ該契約ニ関スル債務履行ノ責ニ 任スルモノトス

第弐條 (削除)

第参條 <u>甲ハ土平要太郎ガ引取リタル石油及軽</u> <u>油ニ対シ壱函ニ付金五銭ヲ乙ニ支払フ</u> モノトス

> 右契約ノ確実ヲ証スル為メ本書二通ヲ 作リ甲乙各一通ヲ領有スルモノ也 大正五年拾弐月壱日

> > 東京市麹町区有楽町一丁目一番地 日本石油株式会社 社長取締役 内藤久寛(印) 愛知県三河国碧海郡刈羽町大字刈谷 百五十参番戸 合資会社太田商店 代表社員 太田平右衛門(印)

(3) 1910年代宝田石油と石油問屋との契約書

当該期の宝田石油に関し、現在入手し得た契約書はやはり太田平右衛門との間で締結されたものであり」。これを取り上げる。それが資料16であり、1911年の宝田と太田との「石油、軽油、販売二関スル契約書」である」である」である。この契約書は氏名・販売区域・引取数量等の部分以外は印刷されたものであり、同社の契約書はこの時期既に定型のフォームを取っていたと推測される。主な内容は以下の通りである。まず、太田の販売区域が設定されているが、一部判読不能のため区域の確定は困難である(第弐條)。また、その販売区域は限定付の一手販売区域であったと言える(第参條)。次いで、他社製品取扱を原則禁止している如くであるが、宝田の「承諾ヲ得ルニアラザレバ」という但し書きが

あり、資料11の第二條と同様、実効力は不明である(第四條)。第五條では太田の引取義務数量が定められている。また、宝田による代金請求は商品の受渡と同時とされたが、月2回に区分する時は15日以内とされ(第八條)、更に太田による約束手形の振り出しも認められた(第拾條)。そして、本契約を太田が履行した際に宝田が太田に支払うものとされた「報酬金」が、太田の販売数量に応じて詳細に設定されている点も注目される(第拾壱條)。

資料 16

石油、軽油、販売ニ関スル契約書 宝田石油株式会社ヲ甲トシ太田平右衛門ヲ乙ト シ左記ノ契約ヲ締結ス

第壱條 甲ハ石油及軽油ヲ乙ニ供給シ乙ハ之ヲ 引取リテ販売ス但甲ガ乙ヲシテ揮発 油、機械油、燃料油、重油、其他副産 物ヲ販売セシムルトキハ第拾壱條ヲ除 クノ外本契約ヲ準用ス

第弐條 <u>乙ハ甲ヨリ引取リタル商品ヲ左ノ地域</u> 以外ニ於テ自ラ販売シ又ハ他人ヲシテ 販売セシムルコトヲ得ズ

東海道本線内刈谷駅及□□駅附近

第参條 甲ハ乙ノ販売区域ト雖モ官衙、会社其 他特別ノ事情アルモノニ限リ随意ニ商 品ヲ販売スルコトヲ得

第四條 <u>乙ハ甲ノ承諾ヲ得ルニアラザレバ甲ヨ</u> <u>リ供給スル以外ノ石油及軽油ヲ販売シ</u> <u>又ハ他人ヲシテ之ヲ販売セシムルコト</u> ヲ得ズ

第五條 乙ハ甲ヨリ石油、軽油ヲ併セ壱ヶ年間 壱万函以上引取リ販売スル義務アルモ ノトス

> 但原産地製出高ニ異動ヲ生シ又ハ運搬 上ノ障害其他ノ事故ニ因リ甲ニ於テ前 項ノ数量ヲ変更スル場合ハ此限ニアラ ズ

第六條 乙ガ商品ヲ販売スルニ当リ其販売価格 ヲ公表スル場合ハ甲ノ承認ヲ受クベシ

¹⁶⁾ この他, 1913 年 12 月に宝田と山口県熊毛郡の高山 夘三郎との間で結ばれた,「石油、軽油、販売二関 スル契約書」(日石三菱株式会社所蔵) が存在する が, 内容は資料 16 と大同小異である。

¹⁷⁾ 宝田~太田間にはこの他に,「無鑵石油、軽油、取 扱ニ関スル契約書」(1911年12月),「油槽所賃貸 借ニ関スル契約書」(同年同月)(何れも太田商事株 式会社所蔵)が存在するが,これらは何れも物流関 係の資料のため,商流(取引流通)に関わる資料の 紹介を目的とする本稿では割愛した。

- 第七條 商品ノ受渡ハ之ヲ甲ノ貯蔵場ヨリ発送 シタル時ヲ以テ結了シ受渡後ノ損害ハ 総テ乙ノ負担トス
- 第八條 <u>甲ハ商品ノ受渡ヲ結了スルト同時ニ其</u> 代金ヲ乙ニ請求スルコトヲ得但甲ノ都 合ニヨリ毎月二回ニ区分シ請求スル時 ハ乙ハ其計算締切後拾五日以内ニ之ヲ 支払フベシ
- 第九條 乙ハ商品代金ノ支払ヲ遅延シタル時ハ 甲ニ対シ百円ニ付日歩金三銭ノ割合ヲ 以テ利子ヲ支払フベシ
- 第拾條 <u>乙ハ甲ノ承諾ヲ得タル場合ニハ自己ガ</u> 振出シ又ハ裏書シタル約束手形ヲ以テ 商品代金ノ支払ニ充ツルコトヲ得
- 第拾壱條 乙ガ本契約ヲ完全ニ履行シタルトキ ハ甲ハ乙ニ対シ毎年九月末ニ於テ石油 及軽油ノ販売数量ニ応ジ左記ノ割合ヲ 以テ報酬金ヲ支払フベシ
 - 第五條記載ノ責任数量ニ達シタルトキ 壱函ニ付 金四銭
 - 第五條記載ノ責任数量ニ壱割ヲ増シタルトキ 同 金四銭五厘
 - 第五條記載ノ責任数量ニ弐割以上ヲ増シタル トキ 同 金五銭
 - 第五條記載ノ責任数量ニ壱割ヲ減ジタルトキ 同 金参銭五厘
 - 第五條記載ノ責任数量ニ弐割以上ヲ減ジタル トキ 同 金参銭
- 第拾弐條 乙ハ本契約ニ拠ル商品代金及ヒ第拾 條ノ手形金支払保証ノ担保トシテ甲ノ 必要ト認ムル財産ヲ提供シ又ハ甲ノ承 認セル保証人ヲ立ツベシ
- 第拾参條 乙ガ商品代金又ハ第拾條ノ手形金ノ 支払ヲ遅延シタル時ハ甲ハ乙ニ対シ催 告其他何等ノ手続ヲ要セズ任意ニ前條 ノ担保品ヲ処分シ未払代金又ハ手形金 ニ充当スルコトヲ得此場合ニ於テ甲ノ 処分方法ニ関シ乙ハ何等ノ異議ヲ唱フ ルコトヲ得ズ
- 第拾四條 本契約ハ当事者ノー方ヨリ壱ヶ月前

- ノ通知ニヨリ解除スルコトヲ得但解除 ノ効力ハ将来ニ向テノミ有シ既往ニ遡 ラザルモノトス
- 第拾五條 本契約ヲ解除シタル場合ハ第八條ノ 代金支払期日及第拾條ノ約束手形支払 期日ヲ取消シ契約解除ノ当日ヲ以テ支 払期日トス
- 第拾六條 本契約締結以前ニ於ケル石油及軽油 ノ取引ニ関シ甲ニ対シテ乙ノ負ヘル債 務ニ付テハ本契約ニ拠リ履行ノ責ニ任 ズベキモノトス
- 第拾七條 本契約ニ関シ保証人ハ乙ト連帯シテ 商品代金支払及第拾條ノ手形金支払ノ 責ニ任ズベキモノトス
- 第拾八條 本契約ニ関スル乙並ニ保証人ノ債務 ハ東京市ヲ以テ履行地トス 右契約締結ノ証トシテ本書弐通ヲ作成 シ各自其壱通ヲ領有スルモノ也
 - 明治四拾四年拾弐月壱日
 - 甲 新潟県長岡市城内町壱丁目七百六拾 壱番地ノ第壱 宝田石油株式会社 取締役社長 山田又七(印)
 - 乙 愛知県三河国碧海郡刈谷町大字刈谷 百五拾参番戸 太田平右衛門(印)

宝田石油に関しては資料の絶対数が不足して おり、一層の資料発掘が必要である。

5 結びにかえて

以上、ソコニー・ライジングサン・日本石油 ・宝田石油という、当該期の日本石油市場にお ける主要 4 社の流通チャネルに関わる主な資 料を紹介してきた。前述の如く筆者自身はこれ らを利用した別稿を準備中であるが、石油産業 史における流通チャネル研究が著しく遅れてい るという事情を考慮すると、今後も一層の資料 発掘・公開作業が行われる必要がある。本稿は その足掛かりとしての意義を持つであろう。 [付記] 本稿は2001年度科学研究費補助金(奨励研究(A)) による成果の一部である。

参考文献

太田商事 [1982],『商い一筋に』。

内藤隆夫 [2001],「戦前日本石油産業における生産システム」(岡崎哲二編『取引制度の経済史』東京大学出版会,所収)。

日本石油株式会社 [1988], 『日本石油百年史』。